

E 4 最近の月別状況

直近13か月分の国民年金及び厚生年金の保険料納付状況を表示しています。

＜国民年金第1号・第3号納付状況＞欄

表示	説明	表示	説明
納付済	保険料を納めた期間（保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む）	3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
未納	保険料を納めていない期間（又は、「ねんきん定期便」作成時点で納付が確認されていない期間）	1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
3号	第3号被保険者期間	1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
全額免除	保険料が全額免除の期間	学生特例等	学生納付特例又は納付猶予が認められた期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間	付加	付加保険料を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間	合算	国民年金任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間（参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です）
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間	未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

＜厚生年金保険＞欄

- 加入区分（厚年）：厚生年金保険
（船員）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）
（私学）：私立学校教職員共済制度
- 保険料納付額は被保険者の負担分のみを表示しています。
*折半する際の1円未満の端数は、「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- 私学共済厚生年金（私学共済）に加入中の保険料は、都道府県補助金や軽減保険料率は反映されていません。
- 産前産後休業期間及び育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- 3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額「みなし措置（養育特例）」を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額を基に保険料納付額を計算しています。

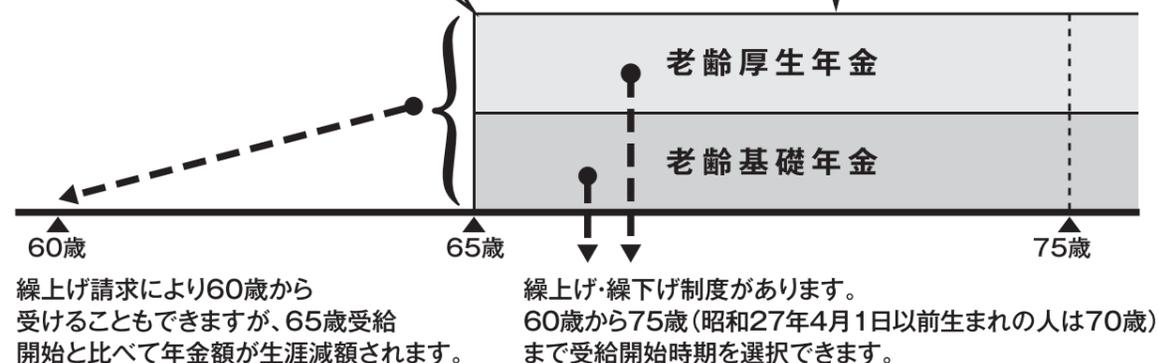
公的年金のしくみ

〈支給開始年齢〉

昭和36年4月2日以後に生まれた人は、65歳で受給権が発生します。繰上げ・繰下げは、請求により受給権が発生します。

〈受給資格期間の要件〉

保険料納付済期間及び保険料免除期間等の合計が10年以上ある人。



- 障害厚生年金を受けている人は、老齢厚生年金の受給開始年齢になったときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
- 遺族厚生年金を受けている人が、老齢厚生年金が受け取れるようになったときは、老齢厚生年金との差額が遺族年金の支給額になります。

「ねんきん定期便」パンフレット（50歳未満の人）

「ねんきん定期便」を送付します

「ねんきん定期便」は、あなたの年金加入記録を確認していただくとともに年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金受給開始年齢や年金見込額などの年金に関する情報をお知らせするものです。

将来の年金請求のための資料としてください。

年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があると、正しい年金決定ができません。記録を確認してください。
※国民年金の加入記録のうち、本人の収入超過や扶養する配偶者の退職等により、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更手続きをすべきところ、その届け出が行われなかったため第3号被保険者のままとなっている期間を「3号不整合期間」といい、「保険料未納期間」として取り扱われます。ただし、「3号不整合期間」の記録を訂正した時点で、過去2年より前の期間は時効により国民年金保険料を納付できないため「時効消滅不整合期間」となりますが、「時効消滅不整合期間該当届」を提出することで「特定期間」として受給資格期間に算入されます。お心当たりのある人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金の受給開始年齢

老齢厚生年金の受給開始年齢は65歳ですが、繰り上げて（早く）受給を始める「支給の繰上げ」制度と、繰り下げて（遅く）受給を始める「支給の繰下げ」制度がありますので、60歳から75歳までの間で受給開始時期を選択することができます。

「支給繰上げ」は、厚生年金と国民年金を一括して請求となり、1か月につき0.4%の減額、最大60か月（5年）の繰上げで、終身24%減額された年金を受給することになります。

「支給繰下げ」は1か月につき0.7%の増額で、最低12か月8.4%増額から、最高120か月で84%増額した年金を終身受給できます。

ただし、在職中の老齢厚生年金は報酬及び賞与の額により一部停止される場合、一部停止後の支給額に対して加算額を計算します。また、加給年金額は増額の対象にはなりません。

なお、厚生年金・国民年金のどちらか一方だけ繰下げすることもできます。

「ねんきん定期便」に関する問い合わせ先

お問い合わせの際は「ねんきん定期便」に記載されている『基礎年金番号』をお知らせください。

※公務員共済制度から提供された情報に不整合がある場合は、公務員共済加入記録が表示されていません。この場合は、該当の実施機関をご案内しますのでご自身で直接ご連絡ください。

問い合わせ先	私学事業団 電話相談室		03 (3813) 5291	
	共済業務課	札幌 ガーデンパレス	011 (222) 6234	大阪 ガーデンパレス
	仙台 ガーデンパレス	022 (299) 6231	広島 ガーデンパレス	082 (262) 1134
	名古屋 ガーデンパレス	052 (957) 1388	福岡 ガーデンパレス	092 (752) 0651

【受付時間】月～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9：00～17：15

* 電話番号は、おかけ間違いのないよう十分にご確認ください。

* 休日明けや、このお知らせが届いた直後は電話が混み合い、かかりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

「ねんきん定期便」にかかるQ&A等は、私学共済ホームページをご覧ください。

私学共済ホームページ <https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

〔私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金加入記録・見込額等の通知▶「ねんきん定期便」の送付〕

「ねんきん定期便」の見方

(99X9999-99999)

ねんきん定期便 **A**

基礎年金番号	9500-999999
--------	-------------

※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、令和 年 月までの年金加入記録を表示しています。
 ○私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）：令和 年 月 日
 ○国民年金及び一般厚生年金期間：令和 年 月 日
 ○公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）：令和 年 月 日

お問い合わせの際には、上記基礎年金番号をお知らせください。

B

1 これまでの年金加入期間

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)					
99月	99月	99月		99月			
厚生年金 (b)							
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計				
99月	99月	99月	99月	99月	99月	99月	99月

※「合算対象期間等」欄には「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」の月数を表示しています。

なお、この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求する時に書類による確認が必要となります。

D

2 これまでの加入実績に応じた年金額と【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金	加入実績に応じた年金額（年額）		保険料納付額（累計額）	
	老齢基礎年金	老齢厚生年金	国民年金保険料	厚生年金保険料(被保険者負担額)
	999,999 円	999,999 円	999,999 円	999,999 円
(2) 厚生年金保険				
一般厚生年金期間	999,999 円	999,999 円	999,999 円	999,999 円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	999,999 円	999,999 円	999,999 円	999,999 円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	999,999 円	999,999 円	999,999 円	999,999 円
(1)と(2)の合計	999,999 円	999,999 円	999,999 円	999,999 円

これまでの加入実績に応じた年金額について

※これまでの加入実績（受給資格期間）のみを基に計算した年金額（年額）を表示しています。

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

※国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。

※厚生年金保険の保険料納付額（被保険者負担額）は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率（掛金率）を基に計算しています。

3 お知らせ

E

4 最近の月別状況

年月 (和暦)	国民年金 第1号・第3号 納付状況	厚生年金保険		
		加入 区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)
99年99月	納付済/付加			99,999
99年99月	納付済/付加			99,999
99年99月	納付済/付加			99,999
99年99月	納付済/付加			99,999
99年99月		(厚年)	999	99,999
99年99月		(厚年)	999	99,999
99年99月		(公共)	999	99,999
99年99月		(公共)	999	99,999
99年99月		(私学)	999	99,999
99年99月		(私学)	999	99,999
99年99月		(私学)	999	99,999
99年99月		(私学)	999	99,999
99年99月		(私学)	999	99,999

A 「ねんきん定期便」の記録作成日を掲載しています。

各実施機関からの情報の提供日と「ねんきん定期便」に何月までの情報が掲載されているかをお知らせしています。

B 1 これまでの年金加入期間

これまでの年金加入期間の合計です。（Aに示した月までの加入期間を計算しています）

《国民年金(a)》

・「第1号被保険者」欄

保険料を納めている期間及び、保険料が免除された期間の月数です。未納月数は納付済み月数には含まれません。3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されています。

・「第3号被保険者」欄

第3号被保険者の期間として登録されている月数です。

※第3号被保険者とは、昭和61年4月以後の期間で、厚生年金に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている（年収が130万円未満）20歳以上60歳未満の人を「第3号被保険者」といいます。

第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険が一括して負担しているので、個別納付の必要はありません。

《厚生年金(b)》

・「公務員厚生年金」欄

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の国家公務員・地方公務員期間も含まれます。

・「私学共済厚生年金」欄

被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の私学共済加入者期間も含まれます。

《合算対象期間等(d)》

・「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。

・「合算対象期間」は、国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

C 2 これまでの加入実績に応じた年金額（年額）

・これまでの加入期間（B）に応じた年金額を表示しているため、将来受給できる年金額とは異なります。

・今後の加入実績の増加により、将来受給できる年金額は増加していきます。

・老齢年金を受給するには、受給資格期間が10年（120月）以上必要となります。

・重複した年金加入記録がある、又は前制度の喪失が未確認等、期間記録が未整備な場合は年金額が表示されません。

《「(1)国民年金」》

・これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、以下の期間の月数を基に計算しています。

国民年金の第1号被保険者期間（未納期間を除く）及び第3号被保険者期間

厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間の20歳以後の加入期間

・付加保険料納付期間のある人は、付加年金の金額も含まれています。

《「(2)厚生年金保険」》

・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。

・離婚等により、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった人は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法による経過的職域加算額（共済年金）を含め表示しています。

D 【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

加入当時の保険料納付額を基に計算しています。

《国民年金保険料》欄

・付加保険料納付済期間は、付加保険料納付額を含めて計算しています。

・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料を基に計算しています。

・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。

・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）期間は、免除後の残余の保険料を基に計算しています。

《厚生年金保険料（被保険者負担額）》欄

・加入当時の標準報酬月額・標準賞与額に当時の保険料率（掛金率）を乗じて、被保険者負担額（注）のみを計算しています。

（注）厚生年金保険料は、被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して負担することになっています。被保険者負担額は、事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めることになっています。

・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額の「みなし措置（養育特例）」を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額を基に保険料納付額を計算しています。

・産前産後休業期間及び育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を計算していません。

・地方公務員共済組合の加入期間は、掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。

・平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧三共済（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間、平成14年4月に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。